衆議院文部科学委員会ニュース

【第217回国会】令和7年4月25日(金)、第11回の委員会が開かれました。

1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

(参考人) 戸田市教育委員会教育長 戸ヶ崎勤君

日本教職員組合中央執行委員長 梶原貴君 全日本教職員連盟委員長 渡辺陽平君

大阪大学大学院人間科学研究科准教授 高橋哲君

(質疑者) 鈴木貴子君(自民)、坂本祐之輔君(立憲)、前原誠司君(維新)、西岡義高君(国民)、浮島 智子君(公明)、大石あきこ君(れ新)

・あべ文部科学大臣、東財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者) 木原稔君(自民)、吉川元君(立憲)、亀井亜紀子君(立憲)、高橋英明君(維新)、うるま譲 司君(維新)、西岡義高君(国民)、浮島智子君(公明)、大石あきこ君(れ新)

(質疑者及び主な質疑事項)

(参考人に対する質疑)

鈴木貴子君(自民)

- (1) 学校や地域ごとに、学校や教員が担う業務に係る3分類への取組や業務の可視化の進捗状況が異なる理由についての各参考人の所見
- (2) 国が率先して校務DXの加速化に取り組むことが、教員の負担軽減につながるとの意見についての 梶原、高橋両参考人の所見

坂本祐之輔君(立憲)

- (1) 香港の日本人学校での勤務経験を踏まえた、現地校やインターナショナルスクールと日本の学校間 の学級規模や教員の業務量の違いについての梶原参考人の所見
- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)を廃止し、教員が労働 基準法の下で働く場合の学校現場の展望についての各参考人の所見
- (3) 学習指導要領の内容や量に係る学校現場の認識及びその適切性についての梶原、渡辺両参考人の所 見

前原誠司君(維新)

- (1) 教員の負担軽減のために今後デジタル化を進め得る業務分野についての各参考人の所見
- (2) 教員の負担軽減を進める上での学校運営協議会の改善点についての各参考人の所見

西岡義高君 (国民)

- (1) 小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間という6・3・3制の単線型の学校制度についての 各参考人の所見
- (2) 国立大学の法人化により給特法の対象外となった後の国立大学附属学校における時間外勤務の状況 についての高橋参考人の所見
- (3) 新規採用教員が精神疾患により早期離職してしまう原因及び解決策についての各参考人の所見

浮島智子君 (公明)

- (1) 主務教諭の新設に加え、更に新たな職・級、手当による中堅、若手教員の適正評価の方法を検討する必要性についての戸ヶ崎、渡辺、梶原各参考人の所見
- (2) 地元の社会保険労務士会等と連携して、教員が自ら勤務状態を相談できる窓口を設置することについての各参考人の所見

大石あきこ君(れ新)

- (1) 主務教諭の新設の一方、地方公共団体によっては一般教諭の基本給が引き下げられる可能性についての高橋参考人の所見
- (2) 義務教育費国庫負担制度における国庫負担割合を現在の3分の1から増加させることについての高橋参考人の所見
- (3) 教員の時間外在校等時間における業務を幅広く労働時間として認めて時間外勤務手当を支給することについての各参考人の所見

(政府に対する質疑)

木原稔君(自民)

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について
 - ア 教職調整額の仕組みを設けた経緯及び本法律案により教職調整額を引き上げて処遇改善を行う目的
 - イ 義務教育等教員特別手当の支給根拠及び支給水準の変遷
 - ウ 仮に時間外勤務手当の支給へ移行する場合、財務省において手当支給に必要な国費負担分は上限 を設定せず負担する覚悟の有無
 - エ 本法律案附則第3条により給特法を廃止し時間外勤務手当化するとの対応をあべ文部科学大臣が 想定していないことの確認

吉川元君(立憲)

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について
 - ア 教員の勤務実態把握について
 - a 教育委員会における学校の働き方改革の取組状況調査では、教員勤務実態調査を代替できず実 態が見えなくなるとの意見に対する見解
 - b 調査項目に持ち帰り時間や休憩時間を加えて、簡易な方法で実態を正確に把握する必要性
 - イ 標準授業時数について
 - a 令和6年12月25日付け文部科学省事務連絡通知で、標準授業時数に収まるよう教育委員会へ助 言しなかった理由
 - b 学校教育法施行規則で定める小学校の標準授業時数1,015は最低限の数であることの確認
 - c 上限設定又は弾力的な教育課程を編成できるようにする必要性
 - d 学習指導要領に記されている児童の負担過重になる授業時数の判断者
 - ウ 学習指導要領について
 - a 平成29年の改訂に伴う総授業時間数の増加と不登校児童数の増加は何らかの関係があるとの意 見に対する見解

- b 学業不振を理由とする不登校の増加は授業時数の負担過重が原因であるとの意見に対する見解
- c 文部科学省の調査結果における教員の学習量及び授業時数に関する回答内容の確認
- d 病気休職者の増加と教員の負担が大幅に高まっていることの関係
- エ 小学校高学年の教科担任制分の加配により減少した週当たり授業時数及び教科担任制を進める前 の週当たり授業時数として政府参考人が答弁した数値の根拠
- オ 法令で義務付けられている健康確保措置が100%に達していないことへの見解、健康管理医等の配置率が7割程度にとどまる理由及び財政的な措置の必要性

亀井亜紀子君 (立憲)

- (1) 給特法について
 - ア 公立学校の教員のみが背負う職務の特殊性
 - イ 時間外在校等時間という概念が公に使われ始めた時期及び状況
- (2) 専門職の働き方について
 - ア 医師の労働者該当性及び医師臨床研修制度の見直しにより研修医の働き方が変化した点
 - イ 奈良県における産婦人科医の宿日直勤務等に関する訴訟の内容及び医師の残業代の支払いに与え た影響
 - ウ 教員の時間外労働に関する訴訟の件数及び事例
 - エ 現行の給特法の仕組みを維持する妥当性
- (3) 超勤4項目について
 - ア 給特法の成立時、超勤の項目の試案が9項目挙げられていたところ、現在の4項目を除く5項目 の担い手として想定されていた者
 - イ いわゆる3分類の仕事のうち、教員が担うべきでないとされる仕事の担い手及び仕事を減らす具 体策
- (4) 教員の負担軽減等について
 - ア 文部科学省による教員の働き方改革の進捗状況により、教職調整額の引上げのペースを年1%よりも早める可能性の有無
 - イ 授業の総時間数を維持したまま、教員1人当たりの授業時間数を減らす方策
- (5) 休職中の教員の復職に際し、少なくとも同じ県内の違う学校、あるいは他県への派遣を考えるべきであるとの考えについての文部科学省の所見

高橋英明君(維新)

- (1) 業務量管理・健康確保措置実施計画について
 - ア 公表の方法及び内容
 - イ 公表作業を担うのが各自治体の教育委員会であることの確認
- (2) 校務について
 - ア 保護者の対応を教育委員会が行う必要性
 - イ 保護者の対応に当たる専任職員を学校に配置する必要性
- (3) 人事管理の在り方について
 - ア 学校管理職の人事管理能力の向上策
 - イ 教員のライフ・ワーク・バランスの実現に当たり教育委員会及び管理職がなすべきこと
 - ウ 仕事の量や内容に応じた適切な人事評価の方法

うるま譲司君 (維新)

- (1) 全ての教員に特別支援学級加算相当である3%の給与の引上げを行い、その上で教職調整額の引上 げを行うべきであるとの指摘についてのあべ文部科学大臣の見解
- (2) 業務量管理・健康確保措置実施計画について
 - ア 全ての教育委員会に共通で適用される基準を国が整備する必要性
 - イ テレワークの際の勤怠管理、部活動の従事時間及び初任教員の配置等について、具体例な対応例 を国が定める指針の中で明記する必要性
 - ウ 教育委員会による勤怠管理の信頼性や妥当性を、国が実施する教員勤務実態調査により検証する 必要性
 - エ 計画の策定や実施状況に際し、教職員の意見表明や反映の措置を講ずる仕組みの必要性

西岡義高君(国民)

- (1) 小中高における6・3・3制という現在の学校制度に対するあべ文部科学大臣の見解
- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について
 - ア 平成16年に国立大学の法人化に伴い、国立大学附属学校の教員が給特法の対象外となったことに ついて
 - a 公立学校は地域の特性も踏まえて臨機応変に対応する必要が非常に高いということが、国立大 学附属学校の教員が給特法の対象外となった際にも理由とされたこと及びこの点についての議論 の有無の確認
 - b 国立大学附属学校の教員の職務の特殊性が変わっていないことの確認
 - c 労務管理上の混乱の有無
 - イ 高等専門学校及び専修学校の教員について
 - a 給特法の対象外となっている理由
 - b 公立の高等学校教員との違い
- (3) コミュニティースクールについて
 - ア 運営状況の評価
 - イ 適切な運営に向けた文部科学省の現在及び今後の取組
- (4) 校務DXの現状評価及び文部科学省の今後の支援方策

浮島智子君 (公明)

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について
 - ア 地元の社会労務士会等の外部の専門家と連携して、教員が自らの勤務状態について相談できる窓口を設ける取組をモデル的に実施する必要性
 - イ 時間外在校等時間が長い傾向にある教員の属性及び長時間にわたる時間外在校等時間の大きな原 因となっている業務内容
 - ウ 本法律案の内容を確実に進めるとともに、メリハリのある給与体系の構築に向けた更なる検討を 行う必要性
 - エ 中学校35人学級の実現により、全校15学級、生徒数600人の中学校において増加する教職員数
 - オ 中学校35人学級の来年度からの速やかな実現に向けたあべ文部科学大臣の決意

大石あきこ君(れ新)

- (1) 大阪・関西万博におけるメタンガスの計測結果の公表状況
- (2) 令和3年の埼玉県の公立小学校教員による時間外勤務手当に関する訴訟における判決において、超

勤4項目以外の時間外労働の一部が労働基準法上の労働時間に当たると認めたという意見に対する文 部科学省の見解

- (3) 部活動の位置付けについて
 - ア 土日に部活動の公式戦に生徒を引率した場合は労働時間であることの確認
 - イ 公務であるならば労働基準法第32条上の労働時間であることの確認